

## 計算書類に対する注記(法人全体用)

## 1. 継続事業の前提に関する注記

- ・該当なし

## 2. 重要な会計方針

## (1) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産

定額法又は旧定額法を採用している。

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については旧定額法、

平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については定額法を採用している。

- ・無形固定資産

定額法を採用している。

## (2) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金一職員の退職給付に備えるため、宮崎県社会福祉協議会の運営する宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済掛金の事業主負担分掛金と善仁会独自の退職給付制度の掛金を退職給付引当金として計上している。

- ・賞与引当金一職員に対する賞与の支給に備えるため、

支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上するものとする。

## (3) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券 … 債却原価法(定額法)

なお、取得差額が少額であり重要性が乏しいものについては債却原価法を適用していない。

- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの … 決算日の市場価格に基づく時価法

## 3. 重要な会計方針の変更

- ・該当なし

## 4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度、宮崎県民間社会福祉施設等従事職員退職共済制度及び善仁会独自の退職給付制度による。

## 5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

## (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)

## (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)

## (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

公益事業における拠点区分別内訳表は、当法人では公益事業は1拠点しか実施していないため作成していない。

## (4) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)は当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

## (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

## ア 本部拠点

## ① 本部サービス区分

## イ わにつか荘拠点(社会福祉事業)

## ① 特別養護老人ホームサービス区分

## ② 短期入所サービス区分

## ③ 通所介護サービス区分

## ④ 居宅介護支援サービス区分

## ⑤ 生計困難者相談支援事業サービス区分

## ⑥ 介護職員初任者研修事業サービス区分

## ウ 愛生園拠点(社会福祉事業)

## ① 施設入所支援サービス区分

## ② 短期入所サービス区分

## ③ 生活介護サービス区分

## ④ 生計困難者相談支援事業サービス区分

## エ 仁の里拠点(社会福祉事業)

## ① 地域密着型特別養護老人ホームサービス区分

## ② 短期入所サービス区分

## ③ 認知症対応型通所介護サービス区分

## オ 東米良拠点(社会福祉事業)

## ① 通所介護サービス区分

## ② ボランティアセンターサービス区分

## カ 宮崎リハビリテーションセンター拠点(社会福祉事業)

## ① 施設入所支援サービス区分

## ② 短期入所サービス区分

## ③ 生活介護サービス区分

## ④ 自立訓練(機能訓練)サービス区分

## ⑤ 相談支援サービス区分

- ⑥ 生計困難者相談支援事業サービス区分
- ⑦ 二ツ山生活介護サービス区分
- ⑧ 居宅介護サービス区分
- ⑨ 障がい者専用シェアハウス事業サービス区分
- ⑩ 障がい者専用アパート事業サービス区分
- キ 福祉従事者養成研修拠点区分（公益事業）
- ① 障害福祉サービス従事者養成研修事業区分

#### 6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	101,984,986	0	0	101,984,986
建物	1,376,255,317	0	94,150,444	1,282,104,873
合計	1,478,240,303	0	94,150,444	1,384,089,859

#### 7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当なし

#### 8. 担保に供している資産

・該当なし

#### 9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	2,681,153,429	1,399,048,556	1,282,104,873
小計	2,681,153,429	1,399,048,556	1,282,104,873
その他の固定資産			
建物	14,338,659	10,116,023	4,222,636
構築物	12,478,572	4,262,259	8,216,313
機械及び装置	18,437,375	6,883,286	11,554,089
車輌運搬具	39,805,318	37,430,418	2,374,900
器具及び備品	357,949,110	241,780,795	116,168,315
小計	443,009,034	300,472,781	142,536,253
合計	3,124,162,463	1,699,521,337	1,424,641,126

#### 10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	218,570,242	0	218,570,242
未収金	195,638	0	195,638
未収補助金	16,606,339	0	16,606,339
長期貸付金	4,380,000	0	4,380,000
合計	239,752,219	0	239,752,219

#### 11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・該当なし

#### 12. 関連当事者との取引の内容

・該当なし

#### 13. 重要な偶発債務

・該当なし

#### 14. 重要な後発事象

・該当なし

#### 15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

・該当なし

#### 16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・該当なし

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産

定額法又は旧定額法を採用している。

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については旧定額法、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については定額法を採用している。

・無形固定資産

定額法を採用している。

(2) 引当金の計上基準

・退職給付引当金—職員の退職給付に備えるため、宮崎県社会福祉協議会の運営する宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度の事業主負担分掛金及び善仁会独自の退職給付制度の掛金を退職給付引当金として計上している。

・賞与引当金—職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上するものとする。

(3) 有価証券の評価基準及び評価方法

・満期保有目的の債券 … 債却原価法（定額法）

なお、取得差額が少額であり重要性が乏しいものについては債却原価法を適用していない。

・上記以外の有価証券で時価のあるもの … 決算日の市場価格に基づく時価法

2. 重要な会計方針の変更

・該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度、宮崎県民間社会福祉施設等従事職員退職共済制度及び善仁会独自の退職給付制度による。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

（1）本部事務局拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

（2）拠点区分事業活動明細書(別紙3 (11)) は省略している。

ア 本部事務局サービス区分

（3）拠点区分資金収支明細書(別紙3 (10)) は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

・該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当なし

7. 担保に供している資産

・該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産		
車輌運搬具	1,500,160	1,350,144
器具及び備品	2,380,755	1,156,666
小計	3,880,915	2,506,810
合計	3,880,915	2,506,810
		1,374,105

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象  
・該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項  
・該当なし

## 計算書類に対する注記（わにつか莊拠点区分用）

## 1. 重要な会計方針

## (1) 固定資産の減価償却の方法

## ・有形固定資産

定額法又は旧定額法を採用している。

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については旧定額法、

平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については定額法を採用している。

## ・無形固定資産

定額法を採用している。

## (2) 引当金の計上基準

・退職給付引当金—職員の退職給付に備えるため、宮崎県社会福祉協議会の運営する宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度の事業主負担分掛金及び善仁会独自の退職給付制度の掛金を退職給付引当金として計上している。

・賞与引当金—職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上するものとする。

## (3) 有価証券の評価基準及び評価方法

・満期保有目的の債券 … 債却原価法（定額法）

なお、取得差額が少額であり重要性が乏しいものについては債却原価法を適用していない。

・上記以外の有価証券で時価のあるもの … 決算日の市場価格に基づく時価法

## 2. 重要な会計方針の変更

・該当なし

## 3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度、宮崎県民間社会福祉施設等従事職員退職共済制度及び善仁会独自の退職給付制度による。

## 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

## (1) わにつか莊拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

## (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3 (11) )

- ア 特別養護老人ホームサービス区分
- イ 短期入所サービス区分
- ウ 通所介護サービス区分
- エ 居宅介護支援サービス区分
- オ 生計困難者相談支援事業サービス区分
- カ 介護職員初任者研修事業サービス区分

## (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3 (10) ) は省略している。

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	372,190,301	0	20,131,613	352,058,688
合計	372,190,301	0	20,131,613	352,058,688

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当なし

## 7. 担保に供している資産

・該当なし

## 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	836,679,039	484,620,351	352,058,688
小計	836,679,039	484,620,351	352,058,688
その他の固定資産			

建物	2,739,789	2,387,915	351,874
構築物	210,000	189,000	21,000
車輌運搬具	7,110,720	6,836,104	274,616
器具及び備品	126,181,452	78,095,475	48,085,977
小計	136,241,961	87,508,494	48,733,467
合計	972,921,000	572,128,845	400,792,155

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	59,227,485	0	59,227,485
未収補助金	13,847,000	0	13,847,000
合計	73,074,485	0	73,074,485

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

・該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・該当なし

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産

定額法又は旧定額法を採用している。

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については旧定額法、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については定額法を採用している。

・無形固定資産

定額法を採用している。

(2) 引当金の計上基準

・退職給付引当金一職員の退職給付に備えるため、宮崎県社会福祉協議会の運営する宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度の事業主負担分掛金及び法人独自の退職給付制度の掛金を退職給付引当金として計上している。

・賞与引当金一職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上するものとする。

(3) 有価証券の評価基準及び評価方法

・満期保有目的の債券 … 債却原価法（定額法）

なお、取得差額が少額であり重要性が乏しいものについては債却原価法を適用していない。

・上記以外の有価証券で時価のあるもの … 決算日の市場価格に基づく時価法

2. 重要な会計方針の変更

・該当なし

3. 採用する退職給付制度

・退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度、宮崎県民間社会福祉施設等従事職員退職共済制度及び法人独自の退職給付制度による。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

（1）愛生園拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

（2）拠点区分事業活動明細書(別紙3 (11) )

ア 施設入所支援サービス区分

イ 短期入所サービス区分

ウ 生活介護サービス区分

エ 生計困難者相談支援事業サービス区分

（3）拠点区分資金収支明細書(別紙3 (10) ) は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	51,109,918	0	0	51,109,918
建物	327,535,410	0	22,496,740	305,038,670
合計	378,645,328	0	22,496,740	356,148,588

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当なし

7. 担保に供している資産

・該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	582,679,818	277,641,148	305,038,670
小計	582,679,818	277,641,148	305,038,670

その他の固定資産			
建物	1,529,870	866,413	663,457
車輌運搬具	5,890,546	4,958,935	931,611
器具及び備品	79,826,122	58,144,771	21,681,351
小計	87,246,538	63,970,119	23,276,419
合計	669,926,356	341,611,267	328,315,089

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	58,280,769	0	58,280,769
合計	58,280,769	0	58,280,769

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・該当なし

11. 重要な後発事象

・該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・該当なし

## 計算書類に対する注記（仁の里拠点区分用）

## 1. 重要な会計方針

## (1) 固定資産の減価償却の方法

## ・有形固定資産

定額法又は旧定額法を採用している。

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については旧定額法、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については定額法を採用している。

## ・無形固定資産

定額法を採用している。

## (2) 引当金の計上基準

・退職給付引当金一職員の退職給付に備えるため、宮崎県社会福祉協議会の運営する宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度の事業主負担分掛金及び法人独自の退職給付制度の掛金を退職給付引当金として計上している。

・賞与引当金一職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上するものとする。

## 2. 重要な会計方針の変更

・該当なし

## 3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度、宮崎県民間社会福祉施設等従事職員退職共済制度及び法人独自の退職給付制度による。

## 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 仁の里拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3 (11))

- ア 地域密着型特別養護老人ホームサービス区分
- イ 短期入所生活介護サービス区分
- ウ 認知症対応型通所介護サービス区分

(3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3 (10))

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	31,532,290	0	0	31,532,290
建物	231,073,389	0	15,931,254	215,142,135
合計	262,605,679	0	15,931,254	246,674,425

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当なし

## 7. 担保に供している資産

・該当なし

## 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	401,001,704	185,859,569	215,142,135
小計	401,001,704	185,859,569	215,142,135
その他の固定資産			
車輌運搬具	5,170,385	4,961,818	208,567
器具及び備品	54,004,947	32,556,240	21,448,707
小計	59,175,332	37,518,058	21,657,274
合計	460,177,036	223,377,627	236,799,409

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	28,038,019	0	28,038,019
合計	28,038,019	0	28,038,019

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
・該当なし

11. 重要な後発事象  
・該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項  
・該当なし

## 計算書類に対する注記（東米良拠点区分用）

## 1. 重要な会計方針

## (1) 固定資産の減価償却の方法

## ・有形固定資産

定額法又は旧定額法を採用している。

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については旧定額法、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については定額法を採用している。

## ・無形固定資産

定額法を採用している。

## (2) 引当金の計上基準

- 退職給付引当金—職員の退職給付に備えるため、宮崎県社会福祉協議会の運営する宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度の事業主負担分掛金及び法人独自の退職給付制度の掛金を退職給付引当金として計上している。

- 賞与引当金—職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上するものとする。

## 2. 重要な会計方針の変更

- ・該当なし

## 3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度、宮崎県民間社会福祉施設等従事職員退職共済制度及び法人独自の退職給付制度による。

## 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 仁の里拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3 (11))

ア 地域密着型通所介護サービス区分  
イ ボランティアセンターサービス区分

(3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3 (10)) は省略している。

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	3,000,000	0	0	3,000,000
建物	58,257,525	0	6,837,762	51,419,763
合計	61,257,525	0	6,837,762	54,419,763

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・該当なし

## 7. 担保に供している資産

- ・該当なし

## 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	74,401,300	22,981,537	51,419,763
小計	74,401,300	22,981,537	51,419,763
その他の固定資産			
建物	390,500	78,489	312,011
構築物	180,400	90,378	90,022
器具及び備品	12,636,050	7,411,778	5,224,272
小計	13,206,950	7,580,645	5,626,305
合計	87,608,250	30,562,182	57,046,068

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	1,677,188	0	1,677,188
合計	1,677,188	0	1,677,188

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
該当なし

11. 重要な後発事象  
・該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項  
・該当なし

## 1. 重要な会計方針

## (1) 固定資産の減価償却の方法

## ・有形固定資産

定額法又は旧定額法を採用している。

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については旧定額法、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については定額法を採用している。

## ・無形固定資産

定額法を採用している。

## (2) 引当金の計上基準

・退職給付引当金一職員の退職給付に備えるため、宮崎県社会福祉協議会の運営する宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度の事業主負担分掛金及び善仁会独自の退職給付制度の掛金を退職給付引当金として計上している。

・賞与引当金一職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上するものとする。

## (3) 有価証券の評価基準及び評価方法

## ・満期保有目的の債券 … 償却原価法（定額法）

なお、取得差額が少額であり重要性が乏しいものについては償却原価法を適用していない。

・上記以外の有価証券で時価のあるもの … 決算日の市場価格に基づく時価法

## 2. 重要な会計方針の変更

## ・該当なし

## 3. 採用する退職給付制度

・退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度、宮崎県民間社会福祉施設等従事職員退職共済制度及び善仁会独自の退職給付制度による。

## 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 宮崎リハビリテーションセンター拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3 (11) )

ア 施設入所支援サービス区分

イ 短期入所サービス区分

ウ 生活介護サービス区分

エ 自立訓練(機能訓練)サービス区分

オ 相談支援サービス区分

カ ニッ山生活介護サービス区分

キ 居宅介護サービス区分

ク 障害者専用アパート事業サービス区分

ケ 障害者専用シェアハウス事業サービス区分

コ 生計困難者相談支援事業サービス区分

(3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3 (10) ) は省略している。

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	16,342,778	0	0	16,342,778
建物	387,198,692	0	28,753,075	358,445,617
合計	403,541,470	0	28,753,075	374,788,395

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

## ・該当なし

7. 担保に供している資産

・該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	786,391,568	427,945,951	358,445,617
小計	786,391,568	427,945,951	358,445,617
その他の固定資産			
建物	9,678,500	6,783,206	2,895,294
構築物	12,088,172	3,982,881	8,105,291
機械及び装置	18,437,375	6,883,286	11,554,089
車輌運搬具	20,133,507	19,323,417	810,090
器具及び備品	82,919,784	64,415,865	18,503,919
小計	143,257,338	101,388,655	41,868,683
合計	929,648,906	529,334,606	400,314,300

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	71,346,781	0	71,346,781
未収金	195,638	0	195,638
未収補助金	2,759,339	0	2,759,339
長期貸付金	4,380,000	0	4,380,000
合計	78,681,758	0	78,681,758

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・該当なし

11. 重要な後発事象

・該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・該当なし

## 計算書類に対する注記（福祉従事者養成研修事業拠点区分用）

1. 重要な会計方針
  - ・該当なし
2. 重要な会計方針の変更
  - ・該当なし
3. 採用する退職給付制度
  - ・該当なし
4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分
  - 当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。
    - (1) 福祉従事者養成研修事業拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
    - (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3 (11)) は省略している。
      - ア 障害福祉サービス従事者養成研修サービス区分
    - (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3 (10)) は省略している。
  - 5. 基本財産の増減の内容及び金額
    - 該当なし
  - 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
    - ・該当なし
  - 7. 担保に供している資産
    - ・該当なし
  - 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
    - ・該当なし
  - 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
    - ・該当なし
  - 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
    - ・該当なし
  - 11. 重要な後発事象
    - ・該当なし
  - 12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
    - ・該当なし